

恵那市消防本部 火災予防行政指導指針

令和 7 年 4 月 1 日

○恵那市消防本部火災予防指導運用指針

目次

第1章	防火管理	
第1	防火管理者	・・・4～
第2	収容人員の算定について	・・・5～
第3	防火対象物的点検報告制度について	・・・6
第4	防災規制	・・・6～
第2章	消防用設備等の設置	
第1	無窓階	・・・8～
第2	防火対象物の項判定	・・・13～
第3	施行令第32条	・・・14～
第4	建築物が庇等で接続されている場合の取扱いについて	・・・16
第5	建築基準法関係	・・・17
第3章	消防用設備等の設置基準	
第1	消火設備	・・・17～
第2	警報設備	・・・21
第3	避難設備	・・・21
第4章	火災予防条例	
第1	条例の届出	・・・21～
第2	少量危険物	・・・23～

第1章 防火管理

第1 防火管理者

1. 防火管理業務の委託

防火管理者は、防火対象物は自らが守るという防火管理の本旨に基づき、防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理・監督的な地位にある者を充てることとされているが、防火管理業務上必要な業務を適正に実施することが困難な防火対象物（施行規則第2条の2）は、次のいずれかの条件を満たし、かつ管轄消防署長が認めた場合に限り、防火管理者を外委託することができる。なお、防火管理業務を委託された防火管理者は、当該防火対象物内に防火管理業務を補佐する防火担当責任者を指定し消防計画に明記しておくこと。

- (1) 防火管理者を適正に実施できる者が、市外に勤務又は居住していること。
- (2) 管理的又は監督的な地位にあるいずれの者も防火管理上必要な業務を適切に遂行することが困難な事由
 - ア 身体的不自由（高齢・病気等）がある
 - イ 日本語が不自由で防火管理業務の適正な実施が困難である
 - ウ 所有者又は占有者が頻繁に代わるため、防火管理者の選任が困難であること
 - エ 従業員がいない又は極めて少ないため防火管理者の選任が困難である
 - オ その他、管轄消防署長が防火管理上必要な業務が適切に遂行できないと認める事由があること

2. 防火管理業務の委託の要件

- (1) 防火管理者の責務を遂行するために必要な権限が付与されていること
- (2) 管理権原者から防火管理業務に関する文書の交付を受け、業務について十分な知識を有していること
- (3) 管理権原者から防火対象物の状況について説明を受け、十分な知識を有していること

3. 工事中の防火対象物における防火管理

法第8条第1項に規定する防火対象物の防火管理者は、次の（1）又は（2）に該当するときは、工事中の防火管理に係る消防計画（様

式第 1 号) を作成し、管轄消防署長に届け出ること。

- (1) 増築、改築又は大規模な修繕若しくは模様替えの工事により、
法第 17 条の消防用設備等若しくは特殊消防用設備等の機能を停止させるもの若しくは機能に著しく影響を及ぼすもの又は廊下、
階段、出入口その他の避難施設の機能の確保に支障を及ぼすもの
- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 7 条の 6 第 1 項第 1 号
の規定に基づき、特定行政庁に認定の申請がなされたもの

第 2 収容人員の算定

1. 従業者の数

「従業者の数」とは、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とし、短期間又は、臨時的に雇用される者は含めない。

2. 床面積の取扱い

収容人員算定の際、床面積等を施行規則第 1 条の 3 に規定の単位面積で除した際に生ずる 1 未満の端数は切り捨てるものとする。なお、駐車場の用に供される部分、ロビー、廊下、通路、階段及び便所は、収容人員算定の床面積に含めない。

3. 固定式のいす席

「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの又は、ます席、いろり席等も固定式のいす席として取り扱い、正面幅をそれぞれの固定式のいす席ごとに 0.5m で除して得た数を合算したものを収容人員とする。なお、固定式のいす席の算定方法は施行令別表第一(3) 項以外の算定方法に記載されている固定式のいす席についても同様とする。

(※昭和 37 年自消丙予発第 70 号「飲食店および公衆浴場の収容人員の算定方法について」)

(※昭和 48 年消防予第 140 号、消防安第 42 号「観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすの解釈について」)

(※昭和 48 年消防予第 140 号、消防安第 42 号「固定式のいすの法解釈上の疑義について」)

4. 共同住宅の収容人員算定

防火管理者は居住者の数で算定し、消防用設備等の設置に関しては、以下の表のとおり算定する。

部屋の タイプ	単身者 専用	1 K、1 DK 1 LDK、2	2 LDK 3 DK	3 LDK 4 DK	4 LDK 5 DK	1 室増す ごとに
居住者 の数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	1 人追加

第3 防火対象物定期点検報告制度

1. 集会場の防火対象物定期点検報告

地区の集会場で、市又は町内自治会により設置及び管理する集会場であり、その使用が地区住民等の特定の者に限られ、その者の会議及び研修会等使用するものであって、かつ、営利活動には使用しない場合は、防火対象物定期点検報告は不要とする。この場合、営利目的に使用しないことが記載された文書の提出を求める場合がある。

(※昭和 48 年消防安第 22 号「利用者が特定されている集会所は令別表第 1 (15) 項で規制できないか」)

(※平成 16 年消防安第 207 号「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について」)

第4 防災規制

1. 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第 8 条の 3、施行令第 4 条の 3 で防災規制を受ける防火対象物には、次のアからウの部分も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

(※昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指第 155 号「床面積の算定について」によること。)

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ サイロ、危険物の貯蔵タンク、ガスの貯蔵タンク等当該対象

物は、規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(※昭和44年消防予第265号)

(2) 次の防火対象物のその部分には、防災物品を使用すること。

ア 防災防火対象物以外の防火対象物で、みなし従属された飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

(※昭和50年消防予第41号、消防安第41号通知)

2. 防災対象物品

法第8条の3第1項、施行令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のアからケの物が含まれる。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、目隠布、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられている合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 人工芝、ござ

ク 試着室に使用される目隠布

ケ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等で2㎡を超えるもの

3. 防災規制除外品

次のアからコのものは、防災対象物品には含まれない。

ア 大きさが2㎡未満のじゅうたん等（一辺30cm程度で正方形のマット状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする）

イ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル（昭和54年消防予第118号）

ウ 畳

エ じゅうたん等の下に敷くクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト

オ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅ

うたん等

カ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

キ プラスチック製すだれ、木製すだれ

ク 外壁にそって垂れ下がっている広告幕

ケ のぼり

コ シャワーカーテン

4. 防災表示

防災対象物品に取り付けられている防災表示を紛失等した場合は、防災性能を有することを証明できるものの写しを要する。

例) 防災性能を有することが証明できる仕様書又はカタログ

防災表示が取り付けであったことが証明できる写真

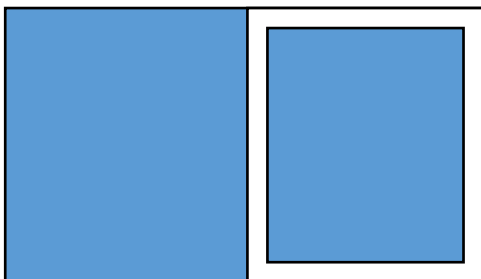
第2章 消防用設備等の設置

第1 無窓階

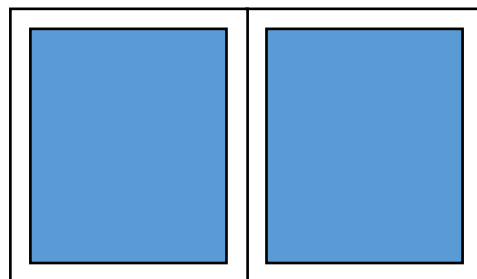
1. 有効開口部

最大に開いた状態における開放部分の面積を原則とし、施行規則第5条の5第1項で規定する大きさを有する開口部及び直径0.5m以上の円が内接できる引違いガラス窓で、同条第2項各号の規定を満たし、「②開口部の条件」に適合する場合は、「無窓階の判定、解釈について」（昭和57年消防予第102号）に従い、両面とも有効開口部として算定する。【算定図1参照】なお、直径1m以上又は0.5m以上の円が内接できる引違いガラス窓を固定した場合は、FIXと同様に取り扱い、サッシ部分は含めず算定する。【算定図2参照】

【算定図1】



【算定図2】



(※昭和48年消防予第140号「無窓階の判断基準について」)

(※昭和57年消防予第102号「無窓階の判定、解釈について」)

2. 開口部の条件

次表の開口部は、施行規則第5条の5第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うものとする。

ガラスの種類・厚さ		開口部の条件	判定
普通板ガラス フロート板ガラス 型板ガラス 磨き板ガラス 熱反射ガラス	6.0 mm以下	引違い	○
		FIX	○
強化ガラス	5.0 mm以下	引違い	○
		FIX	○
超耐熱結晶ガラス	5.0 mm以下	引違い	○
		FIX	○
網入りガラス 合わせガラス	引違い以外は有効開口部として取り扱わない		
複層ガラス	構成するガラスごとに全体の判断を行う。		

○有効開口部 ×有効開口部として取り扱わない

3. 窓に貼り付けされたフィルム

ガラスの種類及び厚さが、普通板ガラス、フロート板ガラス、型板ガラス、磨き板ガラス、熱反射ガラスの場合は6 mm以下、強化ガラス、超耐熱結晶ガラスの場合は5 mm以下の場合に限り、次の各号の基準に適合する窓ガラス用フィルムを貼付けた場合は有効開口と認める。ただし、窓の両面（内、外）に貼付けた場合は有効開口部と認めない。

- ア 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムで、厚さ400 μm以下のもの
- イ PET（ポリエチレンテレフタート）製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で、厚さ400 μm以下のもの

ウ 多積層PET製窓ガラス用フィルムで、厚さ100 μ m以下のもの
(※平成23年事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」)

4. 開口部の位置

次のアからオに適合する踏み台を設けた場合は、施行規則第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さはおおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。

5. その他の空地

次もアからオに掲げる場所は、施行規則第5条の5第2項第2号の「その他の空地」として取扱う。

ア 国、地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に面してある広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、ひさし又は階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの。

エ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から屋外へ通じる通路等があるもの。なお、中庭から屋外等へ通じる通路及び出入口は、幅1m以上高さ2m以上であること。

6. 庇

庇（避難及び消火活動が有効にできるものに限る。）がある場合は、庇の先端から1m以上の空地があれば、庇の上方に設けられた開口部も有効開口部の算定の対象とする。

(※昭和48年消防予第140号、消防安第42号「無窓階の判断基準について」)

(※昭和 50 年消防令第 65 号「通路その他の空地」の解釈について)

7. 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取り扱い

床面積の算定は、当該階の床が存する部分とし、開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

8. 棚、ラック等

開口部の前面に棚、ラック等が設けられている場合、それらが容易に移動できるキャスター付きのものであれば、その開口部は有効開口部の算定の対象とする。また、開口部下端（内外問わず）にある棚、ラック、室外機等で避難又は消防隊の進入が容易にできるものも有効開口部の算定の対象とする。

(※昭和 50 年消防令第 65 号「無窓階の取扱いに関する疑義について」)

9. ポーチ、ピロティ等の床面積の扱い

ポーチ、ピロティ等十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、建築基準法上、床面積に算定されるが、無窓階の判定を行う場合は、その部分の床面積を除外して算定するものとする。

10. 開口部の状態

(1) 避難又は消火活動の妨げとならないよう特別な機具等を用いなくて破壊又は取り外すことができる、格子、ルーバー、開口部に接近して設けられている広告物、看板、日除け、雨除け等は、施行規則第 5 条の 5 第 2 項第 4 号に規定する「開口のため常時良好な状態」として取扱う。

(2) 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるものは「開口のため常時良好な状態」として取扱う。

ア 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障ないこと。

イ 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね 1 m 以上であること。

ウ 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね 10m 以下であること。

(3) 窓部分を合板等で閉鎖することや、開口部の前面に柵（床面からの高さがおおむね 1.5m以下のキャスター付きの可動可能なものを除く。）を設けることにより、開口部を使用不能の状態にする等避難及び消火活動上の妨げとなっているものは、取扱わない。

11. テント倉庫

特定の関係者のみが使用するテント倉庫（主要骨組に鋼材を使用し、ロープ又は支線などを補助材としたものに合成繊維又は無機繊維の膜材を用いて外膜を覆う工法によるテント製倉庫用構造物をいう。）は、その構造から外部から容易に破壊できるものとみなし、無窓階以外の階として取扱う。

12. 小規模な防火対象物の取扱い

特定の関係者のみが使用する内壁の無い延べ床面積 50 m²未満の防火対象物のうち、各部から主要な避難口への歩行距離が 10m以下かつ、避難口を容易に識別できる場合は、無窓階以外の階として取扱う。

13. シャッター等の水圧開放装置の設置個所

水圧開放装置の設置箇所は、床面からの高さが 0.5m以上 1 m以下となる箇所に設けること。

(※シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和 52 年消防予第 251 号）)

(※スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成 13 年消防庁告示第 37 号）)

14. 昭和 49 年 12 月 31 日以前に建築された防火対象物（新築、増築の工事中のものを含む。）の無窓階

(1) 昭和 49 年 12 月 31 日以前に建てられた防火対象物は、避難上又は消火活動上有効な開口部の面積が、床面積に対して 30 分の 1 以下の場合を無窓階とする。なお有効な開口部とは、最大開口部分に直径 50 cmの円が内接する開口部をいう。

(2) 既存の対象物で、昭和 50 年 1 月 1 日以降に、増築や改築等により開口部に事情の変更が生じた場合は以下のア又はイのいずれかにより取り扱う。

ア 既存の対象物が施行規則第 5 条の 5 に適合していた場合、施行規則第 5 条の 5 に基づき有効開口面積を算定し、無窓階の判定を行う。

イ 既存の対象物が施行規則第5条の5に適合していなかった場合 前アの規定により有効開口面積を算定し、無窓階の判定を行う。

第2 防火対象物の項判定

1. 集会場

平時は無人、かつ、利用が地域住民のみで、営利使用を行わない集会場は(15)項と判定する。なお、収容人員の算定は施行規則第1条の3の規定のとおり行うが、実情に即した算定により50人以上となる場合は、防火管理者を選任させること。

2. 自動車展示場

自動車を店内に置いて展示、販売するものは、(4)項と判定する。ただし、当該自動車が展示用のもので販売の対象でない場合は、(15)項と判定する。なお、自動車展示場のみならず、店舗で物品の受渡しを行わないものは、(4)項として扱わない。

3. 個室について

(2)項ニに規定する個室とは、壁等により完全に区画された部分だけでなく、天井面が開放性の高い間仕切り等により区画され、個別の空間になるものも個室とする。

(※平成20年消防予第200号「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」)

4. (5)項イ「その他これらに類するもの」

令別表第一(5)項イ「その他これらに類するもの」の判定は、下記のアからエの条件を勘案して判定する。なお、車両等を相当期間駐車し客に提供するものも同様に判定する。

ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。

イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。

ウ 24時間営業等により夜間も客が施設にいること。

エ 施設利用に対して料金を徴収していること。

(※平成15年消防予第55号「令別表第一の改正に伴う消防法令の運用について」)

5. 文化財

文化財とは国・地方公共団体等に指定された文化財のことをいい、主に建造物で内部を観覧できるものがこれにあたる。

第3 施行令第32条

1. 申請方法

- (1) 施行令第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の特例を受けようとする者は、消防用設備等の特例基準の適用願（様式第2号）により、消防長又は消防署長に申請すること。
- (2) 消防長又は消防署長は、申請の内容を審査し消防用設備等の設置基準の特例適用を認めるときは、消防用設備等の設置基準特例適用承認通知書（様式第3号）を、特例適用を認めないときは、消防用設備等の設置基準特例適用不承認通知書（様式第4号）により申請者へ通知する。
- (3) 消防長又は消防署長は、特例適用を認めた防火対象物について、調査結果が承認条件と相違するため、承認を取り消すときは、消防用設備等の設置基準特例適用承認取消通知書（様式第5号）により通知する。

2. 複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱い

複合用途防火対象物で、平成14年消防予第595号で定める特例基準の適用範囲に該当する対象物については、施行令第32条を適用する。ただし、自動火災報知設備の未設置以外の消防法令違反がないことを条件とする。

(※平成14年消防予第595号「複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて」)

3. 冷凍室または冷蔵室の用途に供する消防用設備等の設置について

昭和45年消防予第172号で定める特例基準の適用範囲に該当するものについては、施行令第32条を適用する。

4. 仮設建築物に対する消防用設備等の取扱い

建築基準法第85条に規定する仮設建築物の消防用設備等は、通常の建築物と同様に、規模、用途に応じて消防用設備を設置する必要があるが、消火器及び非常警報器具又は非常警報設備を設置し、かつ定期

的に巡視する等、容易に火災を感知できる措置を講じ、さらに定期的に消防訓練を実施する場合に限り、施行令第 32 条を適用し、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を設置しないことができる。

5. 出火危険が著しく少ない防火対象物又はその部分に係る消防用設備等の取扱いについて

次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られ、可燃性物品を収納しないもので、出火の危険がないと認められるもの又は出火の危険が著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるものは施行令第 32 条の規定を適用し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備及び連結送水管を設置しないことができる。

ア 倉庫、塔屋部分等であって、不燃性の物件のみを収納するもの
イ 浄水場、汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備等が配水管、貯水池又は貯水槽のみであるもの

ウ プール（プールサイドを含む。ただし、売店等の付属施設は除く。）又はスケートリンク（滑走部分に限る。）

エ 抄紙工場の抄紙作業場、飲料工場等の洗浄又は充填作業場等

オ 不燃性の金属、石材等の加工工場で、可燃性のものを収納または取扱わないもの

6. 自動火災報知設備の感知器の設置を除外できる場所

自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物のうち、次のアからウに該当する場所には、自動火災報知設備の感知器を設けないことができる。

ア 金属等の溶融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分

イ 振動等により感知器の保持が困難な場所

ウ 狭隘な天井裏等で感知器の設置、維持を行うことが困難な場所

7. パッケージ型消火設備について

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件は、「平成 16 年消防庁告示第 12 号」第 3 の要件の規定による。ただし、当該要件の規定中「地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。」については、次のアからウのいずれかに該当する場合は、「地階（地階が避難階又は受水槽及びポンプ室のみ

の場合を除く。)、無窓階以外の場所に設けること。ただし、既存の防火対象物(屋内消火栓設備の設置が困難な防火対象物に限る。)を除く。」と読み替え、施行令第 32 条を適用する。

- ア 避難階となっている地階
- イ 用途が受水槽及びポンプ室のみの地階
- ウ 屋内消火栓設備が設置困難な既存の防火対象物(ただし、屋外消火栓設備の設置義務がないこと。)

8. 連結送水管の合成樹脂配管について

認定取得した樹脂管の使用は埋設部分のみ可とし、施行令第 32 条の適用とする。(令和 2 年消防予第 14 号通知)

9. 消防機関へ通報する火災報知設備について

令別表第一(5)項イ並びに(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物以外の防火対象物で、次のいずれかの条件に該当するものについては、施行令第 32 条の規定を適用し、火災通報装置の設置を要しない。

- ア 防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者(MNO※NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル等)のサービスエリア内である。
- イ 法第 17 条の 3 の 2 に規定する検査の際、携帯電話での通報が可能であることが確認できた場合

第 4 建築物が庇等で接続されている場合の取扱いについて

建築物と建築物が庇(屋根、軒先等を含む。以下同じ。)で、相互の建築物が接続されている場合は、原則一棟とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取扱う。

- (1) 庇と建築物が構造的に結合されていないこと。
例) 庇と建築物がボルトで固定されていない
- (2) 相互の建築物の庇が、一方の建築物に被さっている場合、接している場合、又は建築物と庇の隙間を樹脂等で埋めている場合。
- (3) 相互の建築物で雨どいを共用している、給排水管、冷暖房等の配管類を共用している場合。

(※昭和 53 年消防予第 32 号・昭和 54 年消防予第 173 号)

第5 建築基準法関係

1. 庇の屋内的用途に供する部分の床面積について

庇の床面積への算入は、屋内的用途に供されている部分を床面積へと算入する。

第3章 消防用設備等の設置基準

第1 消火設備

1. 消火器

(1) 消火器は業務用消火器を設置すること。

(2) 設置本数の算出

消火器は、必要能力単位を満たし、かつ収容物等が置かれることを考慮し水平距離 15m以下ごとに設置すること。ただし、区画のない大空間については水平距離 20m以下ごとに設置して差し支えない。

2. 消火器の付加設置について

施行令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物又はその部分（※）に、施行規則第 6 条第 4 項から第 5 項までに規定する変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

※ 防火対象物の全体に設置及び維持するものとする場合と防火対象物の部分に限って設置及び維持するべきものとする場合がある。施行令第 10 条第 1 項第 5 号に規定する「床面積 50 m²以上の地階、無窓階又は 3 階以上の階」などがこれに該当する。

例) 防火対象物の屋上に設置される変電設備は、その部分に該当するが、コンビニエンスストアの同一敷地内にある変電設備は、その部分に該当しない。

(1) トンネル炉の消火器設置基準

炉の周囲 3 m（一方が壁まで 3 mないときはその距離）を加えた面積を 25 m²で除して求める。

(2) 電気設備 施行規則第 6 条第 4 項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50kw 以下のものを除

く。)

イ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 11 条第 4 項に定めるものを除く。）

ウ 蓄電池設備（蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 2 に定めるものを除く。）

（3）前（2）の場所に消火器を設置する場合の施行規則第 6 条第 5 項に規定する「当該場所の床面積」の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 専用室である場合は、当該室の床面積とする。

イ 専用室以外の場所で、当該設備が不燃材料で覆われている場合又は当該設備を取り扱う部分が不燃材料で覆われている場合は、当該設備を取り扱う部分がフェンス等で明確に区分され、火災予防上支障がない場合は、当該火気使用設備等の据付面積とする。

ウ 専用室以外の場所で、イに掲げる場合以外の場合は、当該設備が据え付けられた部分の周囲に火災予防上安全な距離で囲まれた部分の面積（同一室内に火気使用設備等が 2 箇所以上設置されている場合はその合計面積）とする。なお、「火災予防上安全な距離」は、設置される火気使用設備等の性能、周囲の建築物の可燃性の部分又は可燃性物品の状況その他の状況から安全と認められる距離とすること。

（4）施行規則第 6 条第 5 項に規定する「鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設置された場所をいう。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ 据付面積 2 m²以上の炉

エ 入力 70kw 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

オ ボイラー又は入力 70kw 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に

設けるもの又は労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるものを除く。)

カ 乾燥設備(衣類乾燥設備は、据付面積が1㎡未満のもの又は乾燥内容積が1㎥未満のもの。前記以外の乾燥設備は、入力3kW以下のもの、又は個人の住居に設けるものを除く。)

能力単位数>火気使用場所部分の床面積(㎡)/25

床面積の算定については、次によること。

(ア) 室を形成する場合は当該室とする。

(イ) 室を形成しない場合

条例第2条第1項に規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。

※乾燥設備は以下のものをいう

- ・ 気体燃料を使用する乾燥設備(衣類乾燥機のみ)
- ・ 上記以外の乾燥設備
- ・ 電気乾燥器(動力を用いない食器乾燥器に限る)
- ・ 電気乾燥機(衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機に限る)

キ サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

ク 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

ケ 火花を生ずる設備

コ 放電加工機

サ 飲食店等小規模ガスコンロ設置場所及び社員食堂の厨房等(給湯のみの使用及び電磁誘導加熱式調理器は除くものとする。)

(5) 施行令第10条第1項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器が施行規則第6条第5項に規定するボイラー室、乾燥室その他多量火気を使用する場所に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び水平距離を満足する場合にあっては、兼ねて設置することができる。

3. 屋内消火栓設備

(1) 配管の水

ポンプ方式の配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水(湿式)しておくこと。

4. 屋外消火栓設備

(1) 設置する場所

屋外消火栓設備を設置する場所は、出入口付近とすること。

(2) 配管の水

ポンプ方式の配管内は、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、常時充水（湿式）しておくこと。

5. 屋内外消火栓設備の代替について

(1) 粉末消火設備（移動式）

屋内外消火栓設備の設置義務の生じる既存の特定防火対象物以外の防火対象物又はその部分（地階、無窓階又は火災のときに煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に施行令第18条の粉末消火設備（移動式）を技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について屋内外消火栓設備を設置しないことができる。

(2) 粉末消火設備（移動式）の設置可能な場所について

既存の屋内外消火栓設備の設置を要する防火対象物又は仮設建築物で、普通階及び「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の階に限り、移動式粉末消火設備の設置を認める。なお、代替設置後、増改築等により無窓階及び「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」になった場合の代替の増設は認めない。

(※平成16年12月24日消防予258号通知)

6. 動力消防ポンプ設備

(1) 設置する場所

動力消防ポンプ設備（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引するものを除く。）は、設置する水源ごとに、当該水源の採水口の付近で、かつ、風雨等の影響を受けない場所に設けること。

(2) 水源の水量

ア 他の消防用設備等の水源とは併用しないこと。ただし、相互の必要水量を合算した数値以上確保できる場合は併用を認める。

イ 施行令第20条第4項第3号に規定する水量を、常時確保できるよう維持できるものであること。自然水利においても、同

様とする。

第2 警報設備

1. 自動火災報知設備

- (1) 感知器を設置しないことができる箇所について
 - ア 押入れ等の床面積1㎡未満の区画
 - イ トイレ、浴室、シャワー室（脱衣所は、含まれない）
 - ウ 三辺が開放されている軒で軒先から5m未満の部分
- (2) 自動火災報知設備の感知器設置位置について
 - ア スポット型の感知器は、換気口等の空気の噴出口（直接風が当たる方向）から1.5m以上離れた位置に設けること。
 - イ 狭い居室や構造上全ての基準に準じて設置できないスポット型の煙感知器を設置する場合は、上記を最優先とし出入口付近に設けること。

第3 避難設備

1. 誘導灯

- (1) 「容易に見とおし、かつ、識別することができる」の判断
容易に見とおしできるとは、建築物の構造、棚、公告等の設置によって視認の障害がないことをいう。ただし、人が若干移動（5m程度）することにより出入口や誘導灯を識別することができる場合も「容易に見通とおし、かつ、識別できる」とみなす。
- (※平成11年消防予第245号「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン」)
- (2) 蓄光式誘導標式の取り扱いは、平成22年消予第177号のとおりとする。

第4章 火災予防条例

第1 条例の届け出

1. 露店等の開設届出書について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）に

ついて、次のア又はイに該当する場合は、「多数の者の集合する催し」に該当しないことから、届出は不要である。

ア 近親者によるバーベキュー等

イ 相互に面識がある者が参加する催し

(例1) 幼稚園で父母が主催する餅つき大会

(例2) 子ども会又は町内会における屋外催し

(※平成26年消防予第33号「改正火災予防条例(例)の運用について(通知)」)

2. 露店等の消火器の設置について

対象火気器具等を使用する露店1店舗につき1本以上を設置すること。(業務用粉末消火器ABC10型推奨)なお、同一出店者の露店が連続して設置されている場合は、水平距離15m以下ごとに消火器1本を設置すること。

3. 変電設備、急速充電設備(以下「変電設備等」という。)の全出力の算定について

変電設備等の全出力は、受電用遮断器の負荷側に接続される変圧器の定格容量(KVA)(一の変圧器で5KVA未満のものを除く。以下同じ。)の和(主変圧器がある場合で当該変圧器の二次側に接続される変圧器を除く。)に以下の表の係数を乗じて算定すること。ただし、2つ以上の設置場所に分散して設けた場合は当該設置場所ごとに算定すること。

変圧器の定格容量の合計(KVA)	係数
500未満	0.80
500以上1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

4. 玩具用煙火について

- (1) 売り場に陳列されている玩具用煙火は、総薬量5kg未満で炎又は高温体等との接近及び直射日光を避けて保管すること。
- (2) 売り場以外のバックヤード等で玩具用煙火を保管する場合は、総薬量5kg以上25kg以下、①及び蓋のある不燃性容器に入れるか、防災処理を施した覆いをして保管すること。なお、総薬量25kgを超えるものは持込み不可とする。

第2 少量危険物について

1. 少量危険物を取り扱う設備について

- (1) 危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備（ボイラー、バーナー）、油圧装置、潤滑油循環装置などをいうが、エンジン式発電設備は消費設備として取り扱う。
 - (2) 危険物を取り扱う設備の周囲に幅3 m以上の空地（保有空地）を設けること。当該設備から3 m未満に建築物の壁及び柱がある場合、その壁及び柱が耐火構造であれば3 m未満でもよい。（出入口以外の開口部を有しないものに限るが、特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項）が設けられているものについては、この限りでない。
 - (3) 複数の少量危険物貯蔵取扱所（危険物を取扱う設備）を設置する場合は、タンク間の距離を1 m以上確保することにより、空地を相互に重複することができる。
- (※令和2年3月17日消防危第71号「指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに係る火災予防条例(例)の運用について」)
- (4) 同一場所で貯蔵し、又は取扱う危険物の数量算定について
 - ア ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
 - イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーとボイラー用燃料タンクが同一の室内に設けた場合等）は、貯蔵する危険物の全量（タンクの容量）と取扱う危険物の全量（消費する危険物量）とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

2. 屋外の少量危険物貯蔵取扱所について

- (1) 危険物を取扱う設備、装置等（危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。）は、当該設備等を水平投影した外側を起点として必要な幅を保有すること。なお、同一敷地内において、2つ以上の少量危険物貯蔵取扱所を隣接して設置する場合の相互間、それぞれが保有すべき空地のうち大きな幅の空地のみを保有すれば足りる。

- (2) 危険物を貯蔵し、又は取扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地进行を保有するほか、防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りではない。

容器等の種類	貯蔵し又は取扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1 m以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1 m以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2 m以上

- (3) 防火上有効な塀（防火塀）の材質は特定不燃材料とし、高さは1.5m以上とする。ただし、貯蔵又は取り扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

3. 屋内の少量危険物貯蔵取扱所について

- (1) 構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体とする。「室」の内部に間仕切り壁を設け、当該壁に開口部を設ける場合には、防火設備（建築基準法第2条9号の2ロ、9号の3）としないことができる。
- (2) 「危険物が浸透しない構造」とは、コンクリート、金属板等で造られたものをいう。
- (3) 「適当な傾斜をつけ、かつ、溜桝を設けること」とは、壁、せき、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。

4. 屋外タンクについて

- (1) 2つ以上の屋外タンクを隣接して設置する場合は、屋外タンク相互間の距離を1 m以上とすること。
- (2) 屋外タンクとタンク以外の屋外の少量危険物貯蔵所取扱所を隣接して設置する場合は、屋外タンクと当該貯蔵取扱所との距離を2 m以上とする。
- (3) タンク周囲に設ける流出止め容量は、タンクの全量を収容でき

るものとする。

5. 屋内タンクについて

- (1) ボイラー等を併設する場合は、タンクとボイラー等のたき口との水平距離を2 m以上とすること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいを設けること。なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行われる間隔を保つこと。
- (2) タンク周囲に設ける流出止め容量は、タンクの全量を収容できるものとする。

令和7年4月1日制定

工事中の消防計画作成届出書

年 月 日	
消防署長 様	
届出者	
住 所 _____	
氏 名 _____	
電話番号 _____	
別添のとおり工事中の消防計画を作成しましたので届け出ます。	
記	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称	
工事期間	
工事概要	
工事施工者 住所・職・氏名	
現場責任者 職・氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 防火対象物の配置図、各階

様式第 2 号

年 月 日

恵那市消防長（恵那 消防署長）

申請者 住所

氏名

消防用設備等の設置基準特例適用申請書

消防法第 17 条に基づき設置を必要とする消防用設備等について、消防法施行令第 32 条の規定に基づき、下記のとおり特例の適用を受けたいので申請します。

記

防火対象物	所在地			
	名称		用途	項
	構造	造	延べ面積	m ²
特例の適用を受けたい消防用設備等				
特例の適用を受けるための理由及びそのための措置				
※受付欄		※経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図など特例基準適用判断のため資料を添付すること。

様

恵那市消防長（恵那 消防署長） 印

消防用設備等の設置基準特例適用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった消防用設備等の設置基準特例適用申請については、消防法施行令第 32 条の規定に基づき、承認する。

なお、防火対象物の用途、構造等の変更により特例適用の承認条件と相違するに至ったときは、消防法施行令に定める消防用設備等を設置すること。

防火対象物	所在地			
	名称		用途	項
	構造	造	延べ面積	m ²
特例の適用を承認する 消防用設備等				
特例適用の承認条件				

様式第4号

第 号
年 月 日

様

恵那市消防長（恵那 消防署長）



消防用設備等の設置基準特例適用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった消防用設備等の設置基準特例適用申請については、下記の理由により不承認とする。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
特例の適用を承認しない 消防用設備等		
不承認の理由		
特記事項		

様

恵那市消防長（恵那 消防署長） 印

消防用設備等の設置基準特例適用承認取消通知書

年 月 日付けで行った消防用設備等の設置基準特例適用承認については、
下記の理由により取り消したので通知する。

防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	
特例の適用承認を取 消す消防用設備等		
取消理由		
特記事項		